539

質 問 第 五 三 九 号平成二十二年六月三日提出

内閣官房報償費(機密費)の情報公開に関する質問主意書

提出者 塩 川

也

鉄

内閣官房報償費(機密費)の情報公開に関する質問主意書

- の国庫からの支出状況 二〇一〇年度の内閣官房報償費 (請求日、 支出額)を明らかにされたい。 (機密費) について、 内閣官房長官が取扱責任者である内閣官房報償費
- 求日、 官房報償費 官房長官も、昨年一一月の記者会見で、 11 内閣官房報償費 は インターネット等で国民に情報公開するべきではない 支出額)を明らかにされている。 (機密費) (機密費)の国庫からの支出状況 の国庫からの支出状況 それまでの内閣官房報償費(機密費)の国庫からの支出状況 しかし、それ以降は、 (請求日、 (請求日、支出額)は、 支出額) か。 自ら進んで明らかにしてこなかった。 は、 毎回の請求ごとに、 秘密でもなんでもなく、 記者会見、 内 閣 平 野 ある (請
- \equiv 官交代時に、年度途中で、 ゼロとなるまで使い切られた前例はなく、未使用額は、 んが、全くございませんでした。」と答弁された。年度末においても、 41 だ内閣官房報償費 昨年一一月二〇日の衆議院内閣委員会において、 (機密費) 内閣官房報償費 の残額を質問したところ、 (機密費) 政権引き継ぎ時に河村建夫前内閣官房長官から引き継 の残額がゼロとなっており、 国庫への返納が行われてきた。ところが、 平野官房長官は、 内閣官房報償費 「コメントはしたくありませ 未使用額が返納され (機密費) 官房長 が残額

ず、 たい。 償費 氏 官房長官に交代があった場合、 引き出してお 平野博文氏が、 引き継がれなかった疑いがある。 (機密費)の引き継ぎ時の残高がいくらだったのか明らかにされたい。また、 直近五年間だけでも、 り、 その疑惑は重大である。 内閣官房長官に就任されている。それぞれの官房長官の交代時において、 細田博之氏、 平野氏からの新官房長官への引き継ぎ時の残高がいくらだったのかも明ら 河村前官房長官は、 安倍晋三氏、 まず、 この疑惑は、 塩崎恭久氏、 直前に通例の二・五倍にあたる二億五千万円を 河村前官房長官だけのもの 与謝野馨氏、 平野氏から新たな内閣 町村信孝氏、 か き明らか 内閣官房報 河村 にされ 建夫

兀 代官房長官引き継ぎ時の残高を明らかにされない場合、 官からの引き継ぎ時の残高を明らかにしており、 策推進費受払簿」 内閣官房長官引き継ぎ時の内閣官房報償費 及び 「支払決定書」 によって把握することができる。 (機密費) 引き継ぎ時の残高は秘密でもなんでもない。 その理由を説明されたい。 の残高は、 「内閣官房報償費出納管理簿」 平野官房長官自身、 河 村 万が一、 前 官 房長 政 歴

かにされたい。

五 る。 官房長官交代時に、 少なくとも、 河村前官房長官からの引き継ぎ時には、 内閣官房報償費 (機密費) の未使用額が返納されず、 内閣官房報償費 引き継がれなかった疑い (機密費) の残高はゼロであ いがあ

り、 由 も官房長官交代時に、 巨額 不正 使用 の未使用額が返納されず、 の有無を調査し、 引き継が 明らかにするべきではない ħ た内閣官房報償費 不正使用された疑いがある。 (機密費) か。 の残高がゼロだった事実があれば、 河村前官房長官の事例はもちろん、 その理 他に

六 七 費 年間を通じて内閣官房報償費を執行する中で検討することとしている。」との答弁であった 明性の確保を図る方策』によって情報公開する対象は、 らという理解でよいか」 房長官が、 四第四 の使途等 「内閣官房報償費 四一号)。 0 責任を持ってこれを執行し、 開 示 の範囲を含め、 この方針を変更し、 (機密費) 等を問うたところ、 に関する質問主意書」 内閣官房報償費の透明性 今年度の内閣官房報償費 その使途等を検証しているところであり、 「内閣官房報償費については、 (質問第四四一号) 少なくとも今年度の内閣官房報償費 の確保を図る方策の詳細については、 (機密費) において、 からすべての支出をチェック その取扱責任者である内閣官 お 尋 「『できる限りの透 ね 0 内 **(**内 (機密費) |閣官 閣 本 [房報償 衆質 年度 か

七 時で月七千万円、 野中広務元内閣官房長官は、 少なくとも五千万円使い、 自ら内閣官房長官を務めていた時期に、 その内訳は月々内閣総理大臣に一千万円、 内閣 官房報償費 自民党国対委員長 (機密費)

支出先、

支出額、

支出目的等を記録し、

情報公開するべきではないか。

るなど、 行っている。 作費として使用していたことを明らかにした重大な証言である。 や参議院幹事長に各五百万円程度を渡し、 昨年度も含めて過去の内閣官房報償費 これは、 内閣官房長官経験者自らが、 更には政治評論家や野党の国会議員に配っていたとの発言を (機密費) 内閣官房報償費 の使用実態について調査解明するべきではない 野中氏ら歴代の内閣官房長官から聴取す (機密費) を政界工作費、 マスコミエ

る。 成した資料から明らかになっている。 して」と平野官房長官は認められた。 を提出し、 房ということでよろしいですね。」と問うたところ、 覧」を見ると、 本年三月一〇日の衆議院内閣委員会に、私は、 「使用目的」 が百三十二、合わせて五百四件もこの期間に「会合」が行われていることが内閣官房自身が作 「一覧表は、 が 内閣官房報償費 「調査情報対策費」の「会合」の合計が三百七十二、 安倍元総理の官房長官時代の期間のものであり、 (機密費) これらの 安倍元総理の官房長官時代の の 「会合」には、 「使用目的区分」で圧倒的に多いのが「会合」となってい 「対象期間中における内閣官房報償費一覧」 「裁判所への提出資料として作成したものでありま 料亭などでの飲食代が含まれているのでは 「対象期間中における内閣・ 「使用目的」が この資料を作成したのは内閣官 「活動関係費」 という資料 官房 報償費

八

か。

ないか。これらの「会合」に対する内閣官房報償費(機密費)の支出が適切なものであったかどうか調査

が残っている期間全体にわたって公開するべきではないか。 するべきではないか。また、「対象期間中における内閣官房報償費一覧」と同様の情報については、

記録

右質問する。